

科目名	担当教員	学期	単位
表現の自由の基礎理論	川岸 令和	前期	2

講義概要

今日のメディアをめぐる状況は、テクノロジーの展開また民主主義理論や法意識の変容によって大いに影響を受けている。本講義は、今日のメディアを取り巻く法的諸問題のいくつかを取り上げ、リベラル・デモクラシーにおける表現の自由の意義について検討することを目的とする。

表現の自由の正当化論、知る権利論、取材源秘匿特権論、名誉権やプライバシー権との抵触などのトピックについて基礎的文献や判例を講読し議論を深める予定である。

参加者には指定講読文献の報告と議論への参加、そして期末ペーパーの提出が求められる。

シラバス

- [第1回] はじめに ジャーナリストにとって表現の自由とは何か
- [第2回] 表現の自由・報道の自由・取材の自由
- [第3回] 取材源の秘匿1——『僕はパパを殺すことに決めた』事件
- [第4回] 取材源の秘匿2——外務省秘密電文漏洩事件・NHK記者証言拒絶事件
- [第5回] 知る権利論
- [第6回] 情報公開法制
- [第7回] 個人情報保護法制
- [第8回] 表現の自由と人格権との衝突とその調整1——名誉毀損をめぐる
- [第9回] 表現の自由と人格権との衝突とその調整2——プライバシー侵害をめぐる
- [第10回] 表現の自由と人格権との衝突とその調整3——救済方法をめぐって
- [第11回] 表現の自由とメディア特性1——部分規制論
- [第12回] 表現の自由とメディア特性2——(仮称)情報通信法案をめぐる
- [第13回] ミル『自由論』を読む1
- [第14回] ミル『自由論』を読む2
- [第15回] まとめ ジャーナリストにとって表現の自由とは何か・再論

教科書

J. S. ミル『自由論』（岩波文庫、1971年）
 奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』（東京大学出版会、1988年）
 博多駅事件最大決1969(S44). 11. 26刑集23-11-1409
 外務省秘密電文漏洩事件最決1978(S53). 5. 31刑集32-3-457
 NHK記者証言拒絶事件最決2006(H18). 10. 3民集60-6-2647
 北方ジャーナル事件最大判1986(S61). 6. 11民集40-2-872
 など。

参考文献

堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2005年）は便利であろう。その他は講義の進捗にあわせて適宜紹介する。

評価方法

講義への参加の度合いと期末レポートにより総合的に判定する。

関連URL

備考